令和3年 第4回(定例)高 鍋 町 議 会 会 議 録(第4日) 令和3年12月8日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和3年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について

追加1日程第1 事件の撤回(議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定 について)

追加1日程第2 事件の訂正(議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第 11号))

日程第2 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

日程第3 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

日程第4 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について

日程第5 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

日程第6 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)

日程第7 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第74号 令和 3 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第 1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について

追加1日程第1 事件の撤回(議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定 について)

追加1日程第2 事件の訂正(議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第 11号))

日程第2 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

日程第3 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

日程第4 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について

日程第5 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

日程第6 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)

日程第7 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 日程第8 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第9 議案第74号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第10 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号) 日程第11 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第 1号)

出席議員(14名)

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君	
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君	
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君	
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君	
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君	
13番	日髙	正則君	14番	杉尾	浩一君	
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長を徳永の惠子君 事務局長補佐 岩佐 康司君 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 黒木 敏之君 副町長 …… 稲井 義人君 教育長 ……………… 島埜内 遵君 弘道君 代表監査委員 ……… 森 野中 康弘君 財政経営課長 ……… 飯干 雄司君 建設管理課長 ………… 長友 和也君 農業政策課長 ……… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 … 杉 英樹君 地域政策課長 ………… 日高 茂利君 鳥井 和昭君 町民生活課長 ………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 ………… 川野 和成君 福祉課長 …… 杉田 将也君 税務課長 …… 宮越 信義君 教育総務課長 ……… 横山 英二君 上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君 社会教育課長 ……… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長(緒方 直樹) おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第66号

日程第2. 議案第67号

日程第3. 議案第68号

日程第4. 議案第69号

日程第5. 議案第70号

日程第6. 議案第71号

日程第7. 議案第72号

日程第8. 議案第73号

日程第9. 議案第74号

日程第10. 議案第75号

日程第11. 議案第76号

- ○議長(緒方 直樹) 日程第1、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についてから、日程第11、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)まで、以上、11件について、1議案ごとに総括質疑を行います。まず、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 11番、中村末子。株式会社ダイバーシティひむかという会社の概要のはどのようなところでというところは、定款を要求して、その定款が今、手元にありますが、今、配付されたものであり、なかなか読みおこすことができませんので、ちょっと後で時間をとって読みたいと思います。

農産物加工施設を運営することに対して、どのような計画概要をお持ちなのでしょうか。 当然、指定するに当たり計画書などについては十分な検討をなされてきたと考えますが、 いかがでしょうか。指定を受けるに当たり、1社のみの申出であったのか、違うのであれ ば当然、指定管理を行う会議か審議を行ってきたと考えますが、どのような経過であった のか、会議記録及びそれらに関する書類一切をお示し願いたいと思います。

議長に要求したいと思います。この会議記録及びそれらに関する書類を、できればこの 議場内で配付をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、指定管理とす る項目についてはどのような内容であったのか、使用頻度をどのくらい上げるためにどの ような計画があるのか、計画書をお示し願いたいと思います。この資料についても、この 場所でできれば配付をしていただきたいと思います。

また、農産物加工所を設置建設時においての目的などについては、私も質疑を行ってまいりましたが、初心に帰り、農産物加工所はどのような経緯、目的で建設され、その目的

は達成できているのか、それがいまだに継続をしているのか、お伺いしたいと思います。

また、農産物加工においては6次産業化なども視野にあったと考えますが、高鍋農産物で何を利用して、どんなものが生産されるのか楽しみですが、どうでしょうか。株式会社ダイバーシティひむかは、福祉と特に障がい者の事業所であることが定款でも明らかになっておりますが、農産物加工所は当然、福祉作業所ではないと考えますがどうでしょうか。もしそうならば、現在クッキーやシフォンケーキなどを作っている障がい者作業所などにも参加できる可能性があったのではないかと考えます。そのことを明記されないまま募集をかけたのであれば、募集そのものが無効であると考えますがいかがでしょうか。

質疑項目が多岐にわたりますので、このことについてはこの資料を事前に職員には配付 してありますので、大変申しわけないんですけど、資料についてもこういう資料が必要だ ということも事前に申し上げておりますので、できれば議長には休憩をとっていただき、 資料の配付をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(緒方 直樹) 暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩	
	• • • •

午前11時01分再開

〇議長(緒方 <u>直</u>樹) 再開します。

農業政策課長。

〇農業政策課長(渡部 忠士君) 農業政策課長。お尋ねが複数がございましたので、順を 追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、株式会社ダイバーシティひむかにつきまして、どのような会社かというお尋ねでございました。お手元に会社の定款をお配りさせていただいておりまして、その定款の第2条のほうに記載がございます、4つの事業を行うことを目的とする会社というふうに記載がなされているところでございます。こちらのほうにつきましては、お目通しをいただければというふうに考えているところでございます。

次に、候補者の方から御提案をいただきました計画についてでございますけれども、またこちらのほうもお手元のほうに資料をお配りをさせていただいております。主なものを御説明させていただきますと、施設管理につきましては、まず施設管理に必要な基本的な設備の保守管理、清掃、警備といった計画でございますとか、あとは管理運営事業というのもございますんですけれども、こちらとしましては御提案いただいておりますのは、例えばになりますけれども、粉もの文化等のフォーラムの開催を年1回行う。高鍋町における粉文化の発展のためや高鍋ブランドの創出などにつながるような応援団の結成といった計画が提示されているところでございます。

また、自主事業というのもございまして、こちらにつきましてもかいつまんで御説明させていただきますけれども、有機農法での農産物の生産、どんぐりの製粉の研究、誰も見捨てない、排除しないごちゃまぜコミュニティの創設、環境保全型農業及び循環型農業へ

の研究と模索と。あと、四季彩のむらサポーターの開発を行うといった、ほかにも様々な 計画をお示しいただいているところでございます。

次に、指定管理とする項目についてはどのような内容かということでございます。こちらのほうはお配りをさせていただいております募集要項のほうに示しております業務内容に基づいてということになります。内容としましては、施設の設備及び物品を用いて行う6次産業化、農商工連携の支援、施設の設備及び物品の維持管理に関する業務、施設の利用に係る利用料金に関する業務、その他町長が必要と認めるものとしているところでございます。

それから、使用頻度を上げるためにどのような計画があるかというお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては応募されてきました事業者様のほうで計画案を作成いただいて提示をいただいているというところでございまして、今回のような意欲のある事業者様が施設の運用を行うことで、設置の目的を達成できればというふうに当課では考えているところでございます。

指定管理者の導入における効果としましては、今まで施設管理に重きを置いて運営してきた部分が多くございまして、設置目的の発現に対する効果的な運営が今までおろそかになっておりましたけれども、指定管理者の提案におかれましては、休館日を減らすといった御提案も含まれておりまして、利用者への利便性向上が図られ、計画書に示す全ての事業が行われるとすれば、利用者が増えてくるものというふうに考えているところでございます。

次に、加工施設はどのような経緯、目的で建設され、その目的は達成できているのかというお尋ねでございます。

まず、目的に関しましてでございますけれども、こちらのほうは設置条例と規則のほうをお手元にお配りしておりますけれども、規則のほうの第2条のほうに設置の目的は、その事業を記載をさせているところでございます。かいつまんで申しますと、加工食品の開発ですとか地場産業の育成を目的として、あの施設は設置されているということでございます。建設の経緯でございますけれども、町内におきます農産物を使った特産品の開発を行うため、当時活動を行っておりました加工グループの製造を基盤に事業を展開できる施設の整備ということで、防衛省の再編交付金を用いまして、平成24年度に建設されたものでございます。

また、施設周辺で栽培される普通期水稲やそばの直販のため、精米やそば粉の生産をはじめとしまして、町内で家庭料理に取り組んでおられる方々の農産物加工の場として利用していただきまして、町内農産物加工によります農業の活性化を目指すことを目的に建設されたものでございます。目的は達成されたのかとのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げました加工グループの活動につきましても、現在は行われておりませんで、主な利用といたしましてコイン精米機の利用が、ほぼほぼ大半を占めているという現状でございまして、新たな活用方法を生み出すために今回指定管理者を公募いたしまして、活用

を図りたいと考えたものでございます。

次に、6次産業化についてでございますが、現在の事業者から提示されております計画では、粉から商品を製造している町内の業者と団体を結成し、高鍋ブランドが1つでも多く誕生するような取組を行うとされているところでございます。併せて商品開発セミナーを実施しまして、参加者とともに商品開発を進めるという計画も示されております。

次に、福祉作業所も参加できる可能性を明記しないまま募集をかけているという御指摘でございますけれども、募集要項の応募資格に福祉作業所も応募できるという表記は今回しておりません。これは、応募資格に該当する法人ですとか団体であれば申請できるというものでございまして、福祉作業所であるかどうかを問うているものではございませんので、こちらのほうお手元にまた募集要項のほうお配りさせていただいておりますけれども、その表記については行っていないというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 財政経営課長。
- **○財政経営課長(飯干 雄司君)** 財政経営課長。指定を受けるに当たり、1社のみの申出であったのかという御質問でございますが、応募は2社でございました。 以上でございます。
- 〇議長(緒方 直樹) 11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 11番、中村末子。資料がいっぱいあったので、これ読み解くの、休憩時間が長かったので、ちょっと質疑が長くなると思います。2回目は渡しておりませんので、ゆっくり申し上げますので、大変申しわけないんですが質疑の内容を的確にお答えいただくために、ちょっとゆっくり読み上げます。

指定管理者指定に当たり、選定委員会が開かれ、審査員採点による選定となっております。先ほど資料を頂きました7名のうち1名が株式会社ダイバーシティひむかへ、3、4についてゼロ点です。それでも総合点で勝ったことによる選定と、私はこれ見ているんです。しかし、意見等についての資料については、黒塗りの部分が非常に重要な問題が隠されているのではないかと。要するに企業に対しての情報があるということで、情報開示についてのしないということの、さっき資料もいただきましたけれども、やはり黒塗りでされているとどうしても疑いたくなるんです、そこ。だから、近畿財務局の問題ではないけれど、やはりこういったことが起きないようにということで、情報開示についてはしっかりとした私たちが選定基準を持たないと、ここに何が隠されているのか、またこれおかしいと思うんです。一体何が書かれているのか、できれば財政状況が把握できる財務諸表をいただけないでしょうか。

この申請に募集要項の中に、申請の日の属する事業年度の直近、事業年度貸借対照表、 収支決算書、その他申請者の財務状況を明らかにする書類、申請の日の属する事業年度の 直近3事業年度における事業報告書、その他申請者の業務の内容を明らかにする書類、8、 納税証明書、国税、都道府県税及び市区町村税について滞納がないことの証明、その他町 が必要と認める書類を追加して求める場合があると書いてあるんです。ということは、やはり公の税金なりいろんなもの、やっぱり滞納があればこれ絶対だめだということは、これもうちゃんと法でも決まっていますよね。だから、そういうことも併せて私が聞きたいのは、直近のこの6、7、8ですね、募集要項の。この書類を出してください、この書類を。大変申しわけないんですけれど、私は企業会計2級を持っていますので見れます、1時間ぐらいあればどっちとも見れますから大丈夫です。ここであったことは、ちゃんと秘密にしろって、秘密会にしろということであれば秘密会にしてでも、ちゃんと私は1時間ぐらい時間をいただければどっちの情報も、財務諸表も見れますので、大変申しわけないんですが、一般会計だけじゃないんです、見れるのは、申しわけない。

そして、事業計画書、指定管理者申請書の中の、受けたいので申請しますということで 指定を受けたいということで、これは農業政策課がくださったんですか、この書類は。こ のいろんな、先ほど農業政策課が答弁されたもの。まだいいよ、まだ2回目やから。その うちの何ページかちょっとページ数が打ってないから分からないんですけど、環境保全型 農業及び循環型農業への研究と模索と書いてあるページなんですが。

そのちょうど3分の1ぐらいのところに、現在四季彩のむらで行われている合鴨農法や、これ名前が書いてあるからすいません、名前読み上げますね、ごめんなさい。木城町石河内で放牧による養豚業を行っている有方草太郎氏であり、有限会社甦る大地の会様ですと。これらの実勢に学び、生かし、活用していきますというふうに書いてあるんです。ところが残念なことにこの有方さんは地上権の問題で、もう石河内を出て行かなきゃならないんです。綾にアプローチをかけているんだけど、綾でもなかなかこの放牧というのの理解が得られないのかどうか分かりませんけど、ちょっと今、暗礁に乗り上げている状況なんです。

私、木城町のことにも詳しいですから、申しわけないけど。だから、こんな夢みたいな、どこかで書いたようなそういう状況を、情報はいっぱい入るんですよ、私には。だからいろんな情報が入ってくるから、今度の質疑についても、私は質疑を行うことにしたんです。絶対認められない。おまけに株式会社ダイバーシティひむかの定款、これは私は議会運営委員会で要求した書類です。定款の第2条目的、当会社は次の事業を営むことを目的とする。障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者福祉サービス事業に介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業。2、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業及び特定介護予防・日常生活支援総合事業。

3、生活困窮者自立支援法に基づく事業。4、前各号附帯、または関連する一切の事業と。前各号に附帯するだから。この指定管理をするところは農産物加工所は、福祉作業所ではないんです。加工施設なんです、機械もありますし。そして、申請書類の最後ぐらい、参考様式2に書いてあるんです。高鍋町農産物加工施設の管理に関する収支予算書って書いてあるんです。その支出のところに見ていただくと分かる、収入のところ見ていただい

ても、障害者訓練等給付費、なんでこんなのが入ってくると。

農産物及び加工品販売料等、これは分かります。だから、359日8時間加工室稼働、これについては理解できます。この2つについては理解できる。なんで収入のところに障害者訓練等給付費が入ってくるのか。こんなのが入ってきたらおかしいでしょう。だから、この意見書の黒塗りの意見書、当該施設の能力を明らかにオーバーしている、令和6年度職員5人、障がい者25人、計30人は無理と書いてある。収支予算書の数字の明らかな誤り、根拠のない数字の計上、ずさんな予算書となっていると。これ委員の意見よ。私が言ったんじゃないとよ。私が言ったんじゃないからね、誤解せんでね。だから、ああこういう意見が出てきたのは見えるなというふうに思ったんです。というのは、人件費として令和4年度職員3人、障がい者10人、給料書いてあるわけです。令和5年度職員4人、障がい者15人、令和5年度が書いてありますよね、給料と。なんで令和5年度まで書いちゃあるのかなと、私はちょっとおかしいっちゃけど。

令和4年度職員5人、障がい者25人、どんどん上げているんです。10人、15人、どっちが正しいと。やっぱりこういう数字のところおかしいと見られたんでしょうね、専門的な方がいらしたのかどうか、審議員のメンバーにいらしたのかどうか分かりませんけど、これ聞いたら帳簿はとおりませんよ、こんな帳簿。明確な詐欺行為に当たりますよ、こういうのをしたら。私たちは高鍋町は詐欺にあってると一緒なんです。

そして、先ほど定款でも申し上げました。定款はすぐ変えることができるんです。前各号に附帯または関連する一切の事業、その前に本来なら5まで作って、4として農産物の、ここに書いてありますが、どこに書いちょったか、私ちょっと分からんちゃけど、この計画書の中に。農商工連携における、自分たちは障がい者のそういうあれをしていくんだと。そこで作業をさせていくんだということでも書いてあれば、これはいいのかなと。加工所運営任せてもいいのかなと思うけど。普通は定款に書いてなければ、これは定款に書いてなかったら、そこをさせたらいけないんですよ。職員はそこまで知らんかったでしょうね。でも、職員の皆さんにお願いします。私がなぜ定款を要求したかという一番大きな理由は、定款の中には目的がちゃんと書いてあるんです。だから必ず定款の中にうたっていない以外の仕事はしてはならないんです。これが法律なんです。議会は、法律を遵守するところなんです。

ましてや、私は一般質問でも申し上げましたけれども、私たちは住民から選ばれた議員です。これを決定していく、なぜ私がこういう質疑をした一番大きな理由ちゅうのは、実はこういう電話がありました。もう議案が議会運営委員会が終わった後でした。末子さん、俺はお前を支持しちょらんけど、ちょっとおかしげな話を聞いた。なんか今度、ダイバーシティひむかというところが指定管理者になるそうなんだけど、そこで出た意見がいろんな意見が出ちょっとよと、知っちょっとかって言われました。知らんって言ったら教えていただきました、口頭で。だからそれが書いてあったのかどうかも分かりません、定かではありません。

しかし、私はその人の言われたことも半分は信用できるけど、半分は使用できないというところが、ちょっと待ってください、信用できないというところがあったんですけど、この黒塗りが出た時点で、ひょっとしたらその方の言われていることが書かれているんじゃないかなというふうに思ったんです。だから書類をいっぱい私取り寄せた、一番大きな理由は。だから最初は定款だけしか要求しなかったんです。

- **〇議長(緒方 直樹)** 中村議員、中村議員に申し上げます。質疑に当たっては、会議規則 第54条第3項の規定どおり、分かっているとは思いますが。
- ○11番(中村 末子君) 分かってますので、でも言わせてください。
- ○議長(緒方 直樹) これは注意として、注意をしておきます。
- **〇11番(中村 末子君)** だから先ほど言いました、財政状況が把握できる財務諸表を頂けませんかということがまず1つ。

ずさんな予算書となっているとあります。また、当該施設の能力オーバーなど、当然指定管理者となる欠格事項に何箇所も当てはまるということになっております。可能性があり、債務負担行為510万円は未払い資金へ支払われる可能性があると推量できるような資料です。そうなってくると、私たち議会がここで決断を下していくことになると非常にまずいと。だからこそ資料を要求したんです。

だから、私が先ほどから質疑を行いましたけれども、その質疑の中で、例えば先ほどの木城の有方さんの話をちゃんと聞いているかどうか。私は木城のほうからちゃんと聞いておりますので、確認もしております。これ地上権の問題でできない、いれないちゅうことも聞いております。だから、そういう問題を一つ一つ確認しながら、しっかりと私はこの議案についての審査をしていく上で、必要な調査もすでに行ってきている状況です。だから私はお願いがあるんですが、本当に今更取り下げるということはできないと思いますけれども、委員会でもきちっと審査をしていただけるものと思いますが、私は今、質疑した内容についてはしっかりと答弁をしていただき、そして私が質疑漏れがあったところについては、またほかの議員も質疑をなさるでしょう。

あともう一回残っておりますので、そこの中で先ほどの書類を頂ければ、私はきちんと30分なり1時間の時間をもって財務諸表を点検することができますので、大変申しわけございませんが、議長、要求してください。

〇議長(緒方 直樹) 暫時休憩します。

	十則11時24分休憩
<u> </u>	午前11時26分再開

〇議長(緒方 直樹) では再開します。

農業政策課長。

〇農業政策課長(渡部 忠士君) 農業政策課長。お答えをさせていただきます。ちょっと 複数お尋ねいただいておりますので、一つずつお答えをさせていただきます。

最初に、まずこの辺の書類は、募集要項とか配付はどこがやったのかというお尋ねが最初あったかと思います。こちらにつきましては、担当課であります私どもの課のほうで公募をかけたものでございまして、公募の方法につきましては町の広報誌ですとかホームページなどを使ってお知らせをさせていただいたというところでございます。

それから、定款のほうの記載がございました目的の部分をしっかり読み込んでいなかったのではないかという御指摘でございます。こちらの部分については一次審査が当課のほうで書類を審査しなければならないところでございましたので、これはまことに申しわけないんですけど、当課のほうで確認漏れがございました部分でございます。

ただ、今回の公募につきまして、応募いただくということにつきましては、当然のことながらその株式会社ダイバーシティひむか様のほうで目的、定款のほうに記載されている目的というのは十分御理解されていただいていると。その上で、私どものほうに募集をしてこられた、応募してこられたというふうに理解をしておりますので、当然こちらのほうはダイバーシティひむかさんのほうで整理されて、それが私どものほうに申請として上がってきているというふうに理解しているところでございます。

この定款の目的につきまして、今回の私ども募集をかけております部分との整合性につきまして、申しわけないんですけれども、また議員のおっしゃられましたとおり委員会の中で御審議いただければというふうに考えているところでございます。

それと、財務諸表の提出でございますけれども、先ほど財政経営課長のほうでお答えを させていただきました。黒塗りの中に、その財政経営関係のことが書かれているので黒塗 りしたと。その部分については情報公開のかかる条例の部分で制限をされ出せないという ふうになっていることから、同様に財務諸表についてもお出しすることができないという ことで、御理解を賜りたいと存じます。

それから、木城町のほうで放牧豚やっております有方さんのお話でございますけれども、有方さんにつきましては11月の後半に、私もお会いをさせていただきまして、場所を探しているという話は伺っております。ただおっしゃるとおり木城町でなかなか難しいというところがございまして、綾町のお話も今出ましたけれども、高鍋町内でもそういう土地が得られないかという御相談を今いただいているところでございます。ただ、放牧ということで、様々な家畜伝染病ございますので、そういった点を考えますとなかなか簡単にその土地を、ここだというところを御紹介できないというところがございますので、現在有方さんとまたお話をする機会を設けて御説明を差し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(緒方 直樹) 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長(緒方 直樹) 一旦再開いたします。

中村議員、これは質疑(「動議発議」と呼ぶ者あり)お一人ではだめですけど、お二人、はい。何の動議かということですけど。11番、中村議員。

〇11番(中村 末子君) 動議発議します。というのは、議員協議会を開いてほしいということでお願いをしたいと思います。

議長が許可すれば、もうさっき許可したっちゃから、大丈夫。

○議長(緒方 直樹) それは休憩中ですから。

今、動議ということでお二人、手を挙げられましたので、それでは暫時休憩といたしま す。その間に議員協議会を開きたいと思いますので、第1会議室のほうにお集まりくださ い。

○議長(緒方 直樹) 再開いたします。

先ほど議員協議会のほうで話し合った結果、一応意見を聞くということの一致を見ましたので、これに関してはまた執行部のほうとお話合いをしていただくことになりました。 詳しいことは、また先ほどの目的に関しては調査が終わり次第、また再開したいと思います。

一応、皆様にお伝えします。 1 時半にこちらのほうにまた集合していただきますようお願いします。

それまでは暫時休憩といたします。

○議長(緒方 直樹) 再開いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長(青木 善明君) お疲れさまです。本日、議長宛てに事件撤回請求及び事件の訂正請求がありましたので、午後2時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の4名、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

事件名は、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について及び議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)の2件であります。執行部から説明を受け質疑を求めましたが、特に質疑はございませんでした。事務局日程説明の後、本日追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、以上、御報告申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、事

件の撤回並びに事件の訂正を日程に追加し、追加1日程第1、日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって事件の撤回並びに事件の訂正を日程に追加し、追加1日程第1、日程第2として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

追加1日程第1. 事件の撤回

追加1日程第2. 事件の訂正

〇議長(緒方 直樹) 追加1日程第1、事件の撤回(議案第66号 高鍋町農産物加工施 設の指定管理者指定について)、日程第2、事件の訂正(議案第71号 令和3年度高鍋 町一般会計補正予算(第11号))を一括議題とします。

本件についての撤回及び訂正の理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についての 撤回及び議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)の訂正についてに つきまして、御説明させていただきます。

先ほど、農業政策課長が司法書士緒方隆憲氏に確認をとりましたところ、本件の募集に際して、株式会社ダイバーシティひむかの申請時における書類審査において、定款の目的内に当該指定管理を行える事業の記載がないにも関わらず、その申請を受理したことについては、申請書提出時点で指摘、指導すべき事項であり、定款変更の手続きをへた当該目的の追加がなされたことが確認できる書類の提出をもって、受理すべきものであったとの御指摘をいただきました。よって、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についての撤回及び議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)の訂正について、議会の許可を求めるものでございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 次に、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。
- **○財政経営課長(飯干 雄司君)** 議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第 11号)の訂正につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についての撤回に伴いまして、議案書の8ページ、第3表債務負担行為補正、一番下の高鍋町農産物加工施設管理運営業務委託について、お配りしました差し替えのとおり削除し、訂正するものでございます。

以上でございます。

○議長(緒方 直樹) 以上で説明は終わりました。

只今から一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 質疑がありませんので質疑を終わり、採決いたします。 まず、議案第66号の撤回について、撤回を許可することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、事件の撤回、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定については、撤回を許可することに決定いたしました。次に、議案第71号の訂正について、訂正を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正、令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)は、訂正を許可することに決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。

- 〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。
- ○議長(緒方 直樹) 次に、議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、 質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 11番。出産育児一時金について、国はわずか4,000円等の値上げのようですが、その理由はどういうことなのか聞いておられますか。国から示された資料はあるんでしょうか、お伺いします。
- 〇議長(緒方 直樹) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(川野 和成君) 健康保険課長。お答えいたします。

今回の改正は、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになったものの、少子化対策としてその重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきものということを踏まえまして改正するものでございます。御質疑のとおり、被保険者にとりましては実質4,000円の増額でございます。

なお、資料につきましては、委員会に付託されました際、御準備いたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- **〇11番(中村 末子君)** 従前、会計検査院からの指摘を受け返還した理由は何でしたか。 もう一度、述べてください。
- 〇議長(緒方 直樹) 福祉課長。

○福祉課長(杉田 将也君) 福祉課長。令和3年10月に公表された会計検査院の指摘事項についてでございますが、平成30年度と令和元年度の国の子ども・子育て支援交付金の算定において、放課後児童クラブの職員配置基準及び開所要件である放課後児童支援員を常に2名以上(1名は補助員で可)を配置し、平日3時間以上、土曜及び長期休業の日は8時間以上開所する要件を満たしていない日があったとの指摘でございました。

具体的に申し上げますと、土曜日の利用児童が少ない朝や夕方の時間帯、支援員を2名配置していなかったケース、また2支援単位の児童クラブでは合計4名の支援員配置が必要なところ、利用児童が少ない日に2名の支援員で対応していたといったケースがございました。

そのような職員配置を満たしていなかった時間帯や日数を補助対象の算定から除外され、 平成30年度分が110万3,000円、令和元年度が128万8,000円、トータル 239万1,000円を返還するよう指摘を受けております。 以上です。

- ○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 条例変更の内容については、各事業所への通達などはどのよう に行い、確認はどうしていくのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(緒方 直樹) 福祉課長。
- ○福祉課長(杉田 将也君) 福祉課長。条例変更の内容については、素案の段階ではございますが、11月9日に担当者の説明会を開催し、改正内容のもととなる国の要項の説明、変更点などを事前に説明したところでございます。

その後も具体的な確認事項や報告書類の整理などについて、担当者間でやり取りを行っているところでございますが、今改正条例施行日が1月からとなっておりますので、議会議決後に速やかに周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 指定管理者を置くということは、例えば昨年解決しましたが、 公園生活者についてもしっかりと管理できるということになるんでしょうか。また、なぜ 街区公園などは入らず特定の公園のみ管理とした理由は何なんでしょうか。ピッチングマ シンについては心配事を議会運営委員会では申し上げましたが、リトルシニアなどの育成 団体やスポーツ合宿でおいでいただいている団体なども同列となっているようなんですが、 これについて、この条例を決める前にしっかりと議論する必要があるのではないかと考え ております。そうしなければ、育成団体やスポーツ合宿でお見えになっている団体につい て説明責任ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(緒方 直樹) 建設管理課長。
- **○建設管理課長(長友 和也君)** 建設管理課長。建設管理課所管分につきまして、私のほうで回答させていただきます。

今回の公園条例改正は、蚊口海浜公園について、夏の海水浴場の開設期間以外にもキャンプでの使用が増加しており、キャンプ使用を明確化し、利用料の設定を行うものです。また、指定管理者による管理については、必要があればほかの公園も指定管理者に管理をさせることができますが、今回蚊口海浜公園でのキャンプでの使用料を設定し、キャンプ利用の集中する土曜、日曜、祝日に対応する必要もあることから、指定管理者に管理させることもできるよう、条例改正を行うものです。まずは、蚊口海浜公園の管理について指定管理者の指定について、検討をしていくことになります。

なお、御質疑にありました公園生活者への対応については、当然公園の使用に支障を及ぼす可能性がありますので、まずは指定管理者が対応することになると考えますが、公園生活者への対応は町や関係機関が連携して行わなければ解決できないものでありますので、指定管理者だけでなく、町をはじめ関係機関が連携し対応していくことになると思っております。

- 〇議長(緒方 直樹) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(山下 美穂君)** 社会教育課長。ピッチングマシンに関するお答えになりますが、ピッチングマシンに係る使用料につきましては、受益者負担の原則に基づき、令和4年度から施行することとしておりますが、利用頻度の高い団体とはこれまでも将来的な使用料徴収の話をしてきており、一定の理解は得られているものと考えております。

またスポーツ合宿での利用につきましては、使用料を免除する方法も含め、関係課と協議をしているところでございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 11番。今、答弁で、キャンプの使用が増加しておりっていうことがあってますが、具体的にはどのように増加しているのか、頻度が高いということは土日にかけては、もうそれこそテントが張りきれないほど頻度があるのか、予約があるのか。もし、数字的に分かるのであれば。これは公園条例はどっちか、こっちですか、総務ですか、向こうやったよね。向こうだから、もしよかったら事前に資料をいただければありがたいなと思うんですが。そうでないと、使用頻度がどれぐらいになれば上がるのかって、もともとのここは何はりしか貼れませんよというところがあると思うんです。そして私、ときどきトイレとかを見にいったりするのですけれども、確かにトイレが汚い場合もあるんです、正直な話言うて。

だから、例えば炊事をするところなんかでも、燃えカスが置いてあったりとかして、あまりきれいな状態ではないときもときどきあるんです。だけど、これは見ている人が、私がいたときでも、私でもトイレを掃除して帰ったりとか、そういういろんな準備をすると

ころ、かまどとかそういうものも含めて、あまり汚いときにはきれいにしていこうという ふうに思って、やっぱり気をつけていらっしゃる方も随分いらっしゃるみたいなんです。 だから、そのようなことを考えたときに使用頻度がどれくらいだったら高いと。私なんか は逆にこのテントをもうちょっといいのにせんといかんちゃないかなと思うのがあるんで すが、その辺はどのようにお考えなのかどうかということで、ちょっと気になるんですが。

- 〇議長(緒方 直樹) 建設管理課長。
- ○建設管理課長(長友 和也君) 建設管理課長。まず、キャンプの使用者数の経緯ですけども、令和元年度までは9件ございました。これは夏休み期間が終了した後からキャンプブームが始まったのかなと思われているんですけども、令和2年度が100件294名の方、令和3年度現在、11月26日までで125件、338名の方がキャンプに来られております。一応、キャンプの使用につきましてはコロナ対策もございますので、受付については10件までという形で、今制限を加えておるところでございます。適切な管理を行う必要もございますので、その管理費用、それとはっきり申し上げましてトイレのトイレットペーパーの消耗がかなり激しい状況で、そういうものについてはやっぱり利用者の方に、管理料としての手数料、利用料の使用料の設定をさせていただきたいという形で考えておるところでございます。
- ○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

〇11番(中村 末子君) これ確認なんですけれども、なぜこのような基金を設置しなければならないのかお伺いしたいと思います。

また、この基金の原資はどこから調達されるおつもりなのかお伺いします。

- 〇議長(緒方 直樹) 財政経営課長。
- **○財政経営課長(飯干 雄司君)** 財政経営課長。お答えいたします。

まず、基金設置の理由についてでございますが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用して事業を実施するに当たり、後年度まで事業が及んだ場合、当該事業の財源として充当するための基金として設置するものでございます。

次に、基金積み立ての財源でございますが、先ほど申し上げましたとおり地方創生応援 税制、いわゆる企業版ふるさと納税による寄附金及び一般財源でございます。

以上でございます。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)について、質疑を

行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 債務負担行為の算定根拠及びコロナ禍にあって中学生の海外短期留学については、また新しいコロナ株が出ており厳しい状況ではないかと考えますがどうでしょうか。農産物加工の問題については先ほど撤回されましたので、ここは割愛します。

もう一つ、ふるさと納税返礼品取扱い業務に関しては、手数料のパーセントを元に戻すという考えはできなかったのかどうか。例えば10億円を超したら4%、20億円を超したら5%になるという成功報酬の意味合いの強いものにしたらどうかと私は考えるんですが、どうでしょうか。

地方債補正について、一般質問でも行いましたけれども、西中学校公共浄化槽改修事業 に関しては、現在の状況はどうなっているのかお伺いします。また、新たに設計を見直し、 改修できるとしても環境省からの助成はあるのか、いつまでにこの問題の解決が図ってい けるのかお伺いしたいと思います。

歳入のところで、寄附金の内訳、詳細の答弁をお願いしたいと思います。財政調整基金 繰入れの理由は何か、またその利用目的は何か、残高は幾らとなっているか、お伺いした いと思います。

先ほども質疑を行いましたが、歳出でまち・ひと・しごと創生基金積立ては寄附金額と 比較して少ないようなんですが、その理由は何でしょうか。

高鍋町定時路線バス事業者支援金の内容はどのようなものであるのか、お伺いします。 商工費関係での海水浴場周辺整備工事とあるんですけれども、具体的にはどのような内容 かお伺いします。土木管理費で産業廃棄物処理とありますが、どこの工事から出て、どこ に廃棄する予定なのかお伺いします。道路維持費がありますけれども、しんきん通りに関 してのことなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(緒方 直樹) 財政経営課長。
- **〇財政経営課長(飯干 雄司君)** 財政経営課関係部分について、お答えいたします。

まず、債務負担行為の算定根拠についてでございますが、これまでの実績や事業者から の見積もりに基づき、限度額を算定しているところでございます。

次に、ふるさと納税返礼品取扱い業務委託料の算定に用いる率についてでございますが、 現在、寄附額の6%で契約を交わしているところでございます。令和4年度以降につきま しては、契約の段階で検討してまいりたいと考えております。

次に、寄附金の内訳のうち財政経営課所管部分についてでございますが、今回、まち・ひと・しごと創生寄附金として、株式会社サードウェーブ様から 1,200万円の寄附を頂いております。これは議案第70号の質疑でお答えいたしました地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税による寄附でございます。

次に、財政調整基金についてでございますが、厳しい財政状況の中において、より厳し く予算査定を重ねてまいりましたが、結果的に歳出予算に対して歳入予算が不足いたしま したので、やむを得ず当該不足分について財政調整基金を一般会計に繰入れることにより 対応するものでございます。なお、今回の補正による繰入れ後の基金残高は11億 2,463万8,000円でございます。

次に、まち・ひと・しごと創生基金積立金の積立額が、まち・ひと・しごと創生寄附金の寄附額より少額な理由についてでございますが、寄附額1,200万円のうち110万円を予算書42、43ページにございます、ITセンター構想基本計画策定業務委託の歳出予算に充当しているためでございます。

財政経営課関係は、以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(横山 英二君) 教育総務課関係部分について、お答えいたします。

まず、債務負担行為に挙げております、中学生海外短期留学派遣事業委託のことでございますけども、算定基礎は業者さんからの見積もりを参考に留学する1人当たりの委託料を81万円と計算して算出をしております。また、1回当たりの募集人数を4人としておりまして、1回当たりの総額が81万円掛ける4人、それにちょっと余裕を見まして約330万円となりまして、それを12か月で割った金額、27万5,000円を月額としております。

令和4年度は、派遣事業実施年度の前年となりまして、事前研修期間3か月分で82万5,000円を計上したところでございます。令和5年度は1期分の残りの9か月分、247万5,000円と2期分3か月82万5,000円を足した330万円としているところでございます。

ただ、この1人当たりの委託料は概算で算出をしておりますので、航空運賃の値上げ等があった場合には変更の可能性はございます。それから、コロナの影響につきましては、 海外及び国内の感染状況を見ながら、実施するかどうかのタイミングも判断していきたい というふうに思っているところでございます。

それから、次の質疑です。西中学校の浄化槽の状況でありますけれども、西中学校のほうに浄化槽が2つございまして、1つは部室棟前の単独浄化槽です。それから1棟と2棟の間に合併浄化槽があるんですけども、ともにやっぱりもう古くなっておりますので、機能低下している状況にございますけども、現在のところはちゃんと機能している状態でございます。年1回の浄化槽の法定検査では、基準をクリアしているところでございます。次回の工事着手まで浄化槽維持管理を行ってもらっております、高鍋衛生公社さんのほうとまた相談をしながら、しっかり機能を維持していきたいというふうに思っております。

また、環境省の補助につきましては、一般質問でもお答えしましたとおり、一旦白紙に 戻し、再度令和4年度に環境省の公共浄化槽等整備推進事業の補助申請をしていきたいと いうふうに考えております。事業着手は令和5年度というふうに考えておりまして、令和 5年度内には完成を目指したいと思っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(緒方 直樹) 建設管理課長。
- **〇建設管理課長(長友 和也君)** 建設管理課長。建設管理課所管分につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、寄附金の内訳についてでございますけれども、建設管理課所管分について、土木 寄附金500万円につきましては、しんきん通りの街路樹改修費用として寄附を、高鍋信 用金庫様から頂いたものでございます。

次に、土木管理費の産業廃棄物処理につきましては、町内の道路管理や公園管理、町が 管理している施設などで樹木等を伐採した際に、上永谷の土場に仮置きをしております、 木枝などを産業廃棄物として、産業廃棄物処理施設へ処分する予定としております。

次に、道路維持費につきましては、道路維持費の工事請負費800万円について、しん きん通りの街路樹のイチョウの木をヤマボウシに植え替える工事でございます。 以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 地域政策課長。
- ○地域政策課長(日高 茂利君) 地域政策課長。地域政策課関係部分について、お答えいたします。

まず、寄附金のうち観光寄附金でございますが、こちら個人の方から観光に関する整備 等に充てていただきたいと1件10万円の寄附があった事に伴うものでございます。

次に、歳出のほうの高鍋町定時路線バス事業者支援金についてでございますが、地域の公共交通ネットワークを維持するため、コロナ禍での人流抑制等によりまして、厳しい経営状況が続いております路線バス事業者に対しまして、宮崎県と県内の市町村が連携して支援を行うものでございまして、支援金の全額に対して県の市町村交通事業者支援事業費補助金が充当されることとなっております。

次に、商工費関係での海水浴場周辺整備工事についての内容でございますが、こちら蚊 口浜サーフポイントから海水浴場方面に抜けます海岸沿いの通路の舗装を行うものでござ います。

以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 今、答弁をいただいたんですが、例えば、産業廃棄物処理に関して、先ほど説明があったんですけれども、こんなにちょっと金額がえらい高いから、これは2年間分でしょ。3年度と4年度分でしょう。でも3年度はもうすぐ終わりますよね。だからそれがこれだけかかるのかなと思って、どういった処理をしていくのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

道路維持管理費、しんきん通りのことであれば全体の概要予算を示してほしいなと思うんです。そうでないと、先ほど800万円でヤマボウシに植え替えるということが、当然これは広報たかなべですか、これにも載っていたんですけれども、もうみんなイチョウの木にうんざりしているところに、またヤマボウシに植え替えて、じゃあどうなるのかなと。

もうあそこ辺で私ちょっと話を聞いてきたんです。ヤマボウシに植え替えるという話があるんだけど、どうだろうかっていう話を何軒かにお伺いしました。そうしたらもう木はいいと、もう木はいいというふうにおっしゃるんです。そうじゃなくて、やっぱり今、イチョウの木の下にお花を植えたりとかしていらっしゃるところもいくつかあるんです。そういう方たちのおっしゃるのには、自分たちで管理できる範囲にしてくれないかという話がやっぱりあったんです。

管理できる範囲というのはじゃあ何なのかと聞いたときに、やっぱりそのところに植えていく、樹木が植えてあるところを木を切ってくれるんだったら、それはそれでありがたいと。だけど、そこの木のところに、ますのところに花を植えておいて、雨は天からもらって、それでいけるようなものにしてくれんだろうかと。そうしないと、もう本当に手入れが大変というふうにおっしゃるんです。だからあの木を植えたらどうだ、この木を植えたらどうだじゃなくて、やはり住民の皆さんから言えば、ある程度木が植えられれば、それを管理しないといけないと。費用がかかるじゃないかと。そしてどれぐらいの金額がかかるか分からんけど、あれをイチョウの木を抜いて、そしてヤマボウシに変えていくんだったら、信金に頂いた500万円でできるのかという疑問の声がたくさん上がってきたんです。

だから、それでもしあれだったら、もういっそ植えないでそういうふうにしたらどうかと。これから検討したらどうかという、商店街の話を聞いて検討したらどうかという話があったんです。だから植えるんだったら、じゃあ信金が植えてほしいとおっしゃるのであれば、信金の横に1本か2本、植えるのは構わんかもしれんけど、寄附額に応じた、見合った要するに工事をしてほしいということを、町民の税金をあんまり使ってほしくないということがやはり出てまいりました。だからやっぱり、そこ辺のところの大いに考えていただきたいなというふうに、私は思っておるんです。そしてまち・ひと・しごとに関しての仕事の具体的な流れというのをきちんと示してほしい。目的はどんなものなのか、どういったところにそのお金を使っていくのかということがなかなか見えてこない状況がありますので、お願いをしたいと思います。

先ほど、海水浴場周辺整備に関して、これは長い間、黒木正建議員も言われておりましたけれども、やはりサーファーの人たちのためにというわけではないんですけれども、やはりあそこでグラウンドゴルフをされている方、いろんな方がいらっしゃると。そのときにやはり、道路があんなにでこぼこで水が溜まったりとかいうのを本当にいけないんじゃないかというところが、再三出てきています。だから、確かにあそこのところを周辺整備をしていただけるのは、本当にありがたいなと思うんです。それでもやはり、車が台数が多ければ多いほど簡単な整備舗装であれば、すぐまた傷んで元の木阿弥になるんじゃないかなというふうに思うんです。そうじゃなくて、具体的にどういった整備をしていくのかということを示していただかないと、せっかく整備したのに1年もたたないうちに穴ぼこができた、どうやったと。また穴ぼこを埋めなきゃいけないという状況が出てくると非常

にまずい部分もあるんじゃないかなというふうに、私は思うんです。

だから、せっかく整備するのであれば、やはり何年もちゃんときちんと、そこが使っていただける、そういった整備をしていかないと、財政負担上いけないんじゃないかということで、これも私、蚊口の方にお話を聞いてきて、サーフィンをしている人たちにもちょっと聞いてきたんです。だから、サーフィンをしている人たちに聞くと、車が、大きい車が結構たくさんあるんです。

そうすると、やっぱりタイヤを見てみたりすると、何ていうタイヤか私もよく知らないんですけど、なんかぼこぼこのいっぱい着いたタイヤとか、乗ってきてらっしゃる方もいらっしゃるんです。そうすると、やっぱりあんなタイヤだったら傷みますよとかって言われて、私も訳が分からんもんだからすいませんとかいって聞いてきたんですけど、やはりそういうことも加味してきちんと対応していってあげないといけないんじゃないかなと思いますが、その辺のところはどういうふうに考えて整備内容を進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(緒方 直樹) 建設管理課長。

○建設管理課長(長友 和也君) 建設管理課長。まず、産業廃棄物処理の件ですけれども、 上永谷に集積にしておりますのは、道路の管理、施設の管理と申し上げましたが、そのほ かに台風災害等で道路上に落ちました木枝、そういうものを大量に積み上げております。 昨年も、一昨年から毎年この12月の時期に補正予算を組ませていただいて、一斉に廃棄 物処理をしているんですけれども、当初から昨年度で処分しきれなかった分と今年の分、 併せてそれを処分をしていくということで、500万円の計上をさせていただいたところ でございます。

次に、しんきん通りの整備ですけれども、一応しんきん通り延長が680メーターほどございます。そのうちにイチョウ木が植えてあります植栽枡が現在142基ございます。この142基というのが数がかなり多すぎまして、そのために今回、改修に合わせてまして、植栽枡の感覚をかなり広げる予定にしております。これを142基から72基程度まで植え替えをしたいと。70基については撤去という形で考えておるところでございます。全体の事業費については約2,000万円程度になるかなと思っているところでございます。

ただし、この事業につきましては、現在しんきん通りのほう、雨が降るとよく皆様御存 じかと思いますけど水はけが悪い、歩道は根上がりで通行しにくいという部分があります ので、その部分も改修しながら進めたいと考えておりますので、事業費については確定値 ではございませんことを御了承願いたいと思います。

〇議長(緒方 直樹) 財政経営課長。

○財政経営課長(飯干 雄司君) 財政経営課長。まち・ひと・しごとについての質疑についてでございますが、高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例、今回提案させていただいておりますけれども、国のまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、高鍋町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略に基づく町が講ずべき施策を、総合的かつ計画的に実施するために今回、基金条例等を作っておりますけれども、なかなかまち・ひと・しごとと言われましても難しいものでございますので、法律、まち・ひと・しごと創生法に規定しておりますまちにつきましては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、人、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、仕事、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出、こちらを総合的に推進する計画でございます。今年度の補正におきまして、予算を計上させていただきましたのが、中央公民館に高性能のパソコンを導入いたしまして、広く町民がプログラミング等を学ぶ機会を創出しようというものでございます。財源につきましては先ほど申し上げました企業版ふるさと納税、地方創生応援税制による寄附を活用するものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 地域政策課長。
- ○地域政策課長(日高 茂利君) 地域政策課長。蚊口海浜公園周辺の通路の工事についてでございますけども、先ほどありましたとおり、地元からの御要望等も以前から頂いておりまして、それに伴う今回工事ということでございます。工事の内容につきましては、御指摘にもございましたとおり、雨上がりに車両の通行によりまして一部くぼみができるような状況が続いておりまして、これまでは砕石によります埋め戻しによって簡易的な復旧を行ってきたところでございますけれども、やはり次の雨などでまた同じような状況になるということで、そのような状況が繰り返されておりましたことから、今回の工事におきましてはアスファルト舗装によります工事のほうを考えております。

以上でございます。

- 〇議長(緒方 直樹) 11番、中村末子議員。
- 〇11番(中村 末子君) すいません、答弁があったのでもう一言。ごめんなさい。 中央公民館にプログラムのできる、要するに人を、できるような施設を造るということ でしょ、場所をつくるということでしょう。プログラミング、それをできる人っていうの はいるの。だから雇うの、どっち。そこだから、そこがちょっと気になるんです。そこは

どうなるのかなってちょっと気になったから、それがちゃんとやっぱりできないと、せっかく整備をしても何の役にも立たないということであれば、もったいないなと思ったから聞いてるだけです。

- 〇議長(緒方 直樹) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(山下 美穂君) 社会教育課長。御質疑の件ですけれども、この近年、取り巻く環境の中でITであったりICT、ネットであったりメールであったり、ツールであったり、またIoTと言われます物のインターネット、物を介して、例えば外にいても自分の家の電気をつけることができるとか、そういう急激な情報の革新的な発達に伴いまして、皆様の生活がかなり拡大されている、便利になってきているという現状がございます。

そのような中で、少子高齢化に伴いまして、様々な場面でそのようなものを活用する機会は今後ますます増えていくだろうというふうに考えております。その中で、広く町民の方を対象に、それらにまた触れていただきたい。また、その先にプログラミング等を学んでいただきたいというふうに考えております。中村議員がおっしゃいました、その教える方をどうするのか、どのように確保するのかということも含めまして、今回の計画というのはそのために行いたいと思っております。併せまして、皆さん御承知のとおりたかしんホールかなり古い上に、なかなかネット環境が整備が整っておりませんので、そこも含めて、今回にそこも併せてきちんと整えることができればというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(緒方 直樹) ほかに質疑。13番、日髙正則議員。
- **〇13番(日高 正則君)** 13番。委員会がちょっと違いますので、ちょっと聞いておきます。31ページです。

新型コロナワクチンの接種の費用が、全体で1,978万2,000円です。その中でコールセンターの費用が1,239万1,000円ということで、63%占めておるわけですけど、これは何か基準があるわけですか。あると思うんですけど、そこら辺をお願いします。

- 〇議長(緒方 直樹) 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(川野 和成君)** 新型コロナウイルスワクチンセンターのコールセンター 等業務委託ですけど、これにつきましては3回目接種がございますけど、それの3月末ま での費用の見積もりに基づく予算でございます。
- ○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第72号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、

質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- **〇11番(中村 末子君)** 11番。債務負担行為の算定基礎についてお答え願いたいと思います。
- 〇議長(緒方 直樹) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(川野 和成君) 健康保険課長。補正予算書3ページの債務負担の算定基 礎についてでございますけど、地域包括支援センター運営事業委託から、認知症初期集中 支援事業委託につきましては、第8期高鍋町介護保険事業計画に基づき、限度額を積算したものでございます。通所型サービスA事業委託から訪問型サービスC事業委託及び介護 予防ケアマネジメント業務委託につきましては、高鍋町介護予防日常生活支援事業実施要項で定められた単価でございます。介護予防教室委託のノルディックウォーキング教室、なじみサロン及びいきいき百歳体操フォロー委託につきましては、利用開始年度からの単価を設定しております。業務内容から判断しまして、適性と判断しまして計上させていただきました。また、介護認定システムハードウェア保守委託は実績によるものでございます。
- ○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時24分再開

〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。

お諮りいたします。議案第68号から議案第71号までの4件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第71号までの4件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号及び議案第72号から議案第76号までの6件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号及び議案第72号から議案第76号までの6件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午後 3 時26分休憩

午後3時28分再開

○議長(緒方 直樹) 再開いたします。

先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選 が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、同副委員長に古川誠議員がそれぞれ互選されました。

○議長(緒方 直樹) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時29分散会